

令和 2 年 1 月 3 1 日
国 土 交 通 省

株式会社ブロードリンクに対する指名停止措置について

1. 事実概要

株式会社ブロードリンクの使用人（元社員）は、東京都大田区にある同社に保管されていたハードディスクを盗んだとして、窃盗容疑で令和元年12月6日に逮捕され、12月27日に起訴された。

なお、国土交通省においては、平成27年度以降、パソコンのデータ消去等に関する同社との直接契約が計4件・約2千万円あるが、情報流出は確認されていない。

2. 指名停止措置について

(1) 指名停止措置

本件については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15号に該当するため、指名停止措置を講ずるものとする。

(2) 措置対象業者

株式会社ブロードリンク

(3) 措置期間

令和2年1月31日（金）〔本日〕から2ヵ月

(4) 実施機関

国土交通本省、国土技術政策総合研究所、国土交通大学校、国土地理院（本院及び関東・北陸地方測量部管内）、関東地方整備局、北陸地方整備局、関東運輸局、北陸信越運輸局、東京航空局、気象庁、気象研究所、気象衛星センター、東京管区気象台、運輸安全委員会、海難審判所、海上保安庁、第三管区海上保安本部、第九管区海上保安本部

<問い合わせ先>（代表03-5253-8111）

【指名停止措置関係】

○国土交通省大臣官房会計課

企画専門官 吉田（内線21662）直通：03-5253-8199

FAX：03-5253-1528

○国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室

専門官 渡邊（内線21833）直通：03-5253-8206

FAX：03-5253-1530

【株式会社ブロードリンクとの直接契約関係】

○国土交通省総合政策局情報政策課

IT戦略企画調整官 岡田（内線28102）直通：03-5253-8341

情報危機管理官 内田（内線28501）FAX：03-5253-1564

[参 考]

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 (抄)

別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

※本措置要領は、物品、役務等についても準用して適用される。

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準 (抄)

7 別表第2関係

七 業務に関する「不正または不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする
こと。

イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が当該部局が所管する区域
内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提
起された場合

ロ (略)